

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 27 年 4 月 10 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 笹川 大介
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

いよいよスタート！マイナンバー法!! 資産家への影響はどうか!?

いよいよマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の運用がスタートしようとしています。平成 28 年 1 月 1 日からの運用を前に、平成 27 年 10 月より、国民のひとりひとりにマイナンバーカードが送付されます。

1. 制度の概要

マイナンバーカードは、番号を活かし、①公平・公正な社会の実現、②国民の利便性の向上、③行政の効率化を目的としています。個人にだけが対象になるのではなく、法人にも番号は付される事となっており、様々な社会分野での活用が期待されています。

【マイナンバーカード見本】



	個人番号	法人番号
桁数	12桁	13桁
通知元	市町村長	国税庁長官
通知方法	通知カード	書面通知
通知時期	平成27年10月以降	平成27年10月以降
利用目的の制限	あり ※法令・条例で定めた範囲内でのみ利用可能(税・社会保障・災害救助等)	なし ※官民を問わず自由に利用可能
番号の検索	不可	可

個人番号：情報保護で守られています。

法人番号：インターネットで公開される予定です。

【マイナンバーの活用による効果】

- (1)所得が透明化になり、本当に必要な社会保障を目指す
- (2)真に手を差し伸べる箇所が明確となる
- (3)社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- (4)ITを活用する事により国民の利便性が向上する

2. 税務実務などへの影響

マイナンバーカードの交付により、税務実務としてどのような影響があるのでしょうか。主な考えられる影響を以下に記載させていただきます。

(1)支払調書へのマイナンバーの記載

平成 28 年 1 月 1 日以降の支払いに係る法定調書に適用

(2)給与源泉徴収票へのマイナンバー記載

平成 28 年 1 月 1 日以降に係る源泉徴収票に適用

(3)申告書へのマイナンバーの記載義務

個人：平成 28 年 1 月 1 日の属する年分以降の申告書から

法人：平成 28 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度に係る申告書から

(4)新規口座開設時のマイナンバーの告知や、既存預金へのマイナンバー告知が求められる

付番開始後 3 年を目途に、預金口座への付番促進の為に所要の措置を講じる予定

3. 支払調書と給与源泉徴収票へのマイナンバーの記載

上記の影響のうち、(1)支払調書へのマイナンバーの記載と、(2)給与源泉徴収票へのマイナンバー記載は特に注意が必要です。

(1)支払調書へのマイナンバーの記載について

①報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

弁護士や税理士、又は司法書士などへ報酬を支払った場合などには、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を作成し、相手方へ渡す必要があります。平成 28 年 1 月 1 日以降は、支払調書に報酬の支払者と、報酬の受領者が共にマイナンバーを記載する義務が生じます。

②不動産の使用料の支払調書

不動産を賃借している場合は、借りている人(借主)が貸している人(貸主)に「不動産の使用料の支払調書」を提出する場合があります。その際に発行する支払調書にも、借主と貸主の両方のマイナンバーを記載する必要があります。賃貸物件をお持ちのオーナー様で、借主に法人の方がおられる場合は、このケースに該当する可能性があります。(借りている人が個人の場合は、支払調書を作成は不要です)

(2) 給与源泉徴収票へのマイナンバー記載

①給与源泉徴収票へのマイナンバー記載

個人事業主の方や法人で、従業員へ給与を支給されている方も要注意です。平成 28 年 1 月 1 日以降に係る源泉徴収票については様式が変更され、新たにマイナンバーを記載する必要があります。対象となる方は以下の通りです。

- I. 給与受給者 II. 給与受給者の控除対象配偶者 III. 給与受給者の控除対象扶養親族
IV. 給与支給者

以上の方については、源泉徴収票にマイナンバーを記載する必要があります。

【支払調書見本(報酬のみ)】

【源泉徴収票見本】

平成 28 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調査書

支払を 受ける者	住所(都府 又は所在地) 東京都千代田区霞が関〇丁目×番地△号		
氏名又は 名称	国税 太郎	個人番号 法人番号	987654321098
区 分	課 目	支 払 金 額	源泉徴収 額
外交員報酬		円 千 円 角 分	円 千 円 角 分
		2400000	98016
(備考)	※ 「個人番号又は法人番号」欄に 12 桁の個人番号を記載する場合は、左側の 1 マスを空けて、右詰めで記載してください。 (注) この図は掲載日現在のイメージであり、今後、税制改正その他の状況により変更される場合があります。		
支払者	住所(都府 又は所在地) 東京都千代田区大手町〇丁目△番地□号		
氏名又は 名称	国税商事株式会社 (代表) g3-XXXX-XXXX	個人番号 法人番号	1234567890123
監 理 側	①	②	

平成 年分 給与所得の源泉徴収票															
支 払 を 受 け る 者	住所又は居所														
	氏 名		(仮職名)		個人番号										
種 別	支 払 金 額		給与所得控除後の 給与等の金額		所得控除の 合計		源泉徴収税額								
	千	円	千	円	千	円	千	円	円						
控除対象配偶者 の有無等	特別控除の対象 有・無	控除対象扶養親族の数		障害者の数		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額						
		特 定 老 人	人	其 の 他	人	人	千	円	千	円	千	円	千	円	千
本人控除対象配偶者		千	円	人	人	人	人	千	円	千	円	千	円	千	円
控除対象配偶者		氏 名				個人番号									
控 除 対 象 扶 養 親 族	氏 名				個人番号										
	氏 名				個人番号										
	氏 名				個人番号										
	氏 名				個人番号										
	氏 名				個人番号										
	氏 名				個人番号										
(摘要)															
支 払 者		住所(産所) 又は所在地													
氏 名 又 は 称		個人番号又は法人番号													
		(電話)													

4. 企業情報や確定申告などが透明化! 納税者に与える影響とは??

マイナンバー制度の運用開始後、情報は税務署や市役所、また年金事務所などとも共有される予定となっており、様々な分野への影響が考えられます。そうすると、例えば以下の様な事例が問題になるかもしれません

- (1)法人で社会保険への加入をしていない (2)複数箇所から給与を得ているのに確定申告をしていない
(3)扶養控除について誤った適用をしている

法人で社会保険に未加入の事業所があれば、その情報が明確にされるので、社会保険への未加入が発覚し、是正を求められます。もし未加入であれば、今のうちにどうするかを判断する必要があります。また、複数箇所から給与をもらっている方で、確定申告をしていない方も要注意です。原則、給与を複数箇所からもらっている場合は、確定申告をする必要が生じます。現在は知らずに申告していない人でも見過ごされてケースがありました。マイナンバー制度が確立されると、すぐに発覚する事となります。全てを税務署や年金事務所が把握する事となりますので、ルール通りにのっとった申告と社会保険への加入が求められます。

また、その他に考えられる事は扶養控除の適用です。確定申告をされている方や、給与所得を得られている方の中には、遠隔地に別居している子や父母等について、所得確認をする事無く自分の扶養控除に入れて申告されている方がおられるかもしれません。本人が子や父母等へ仕送りをしており、かつ被扶養控除対象者の合計所得金額が38万円以下である場合を除き、原則的には扶養控除の適用をする事ができません。今までですと、税務署がそこまで把握する事は難しかったのですが、マイナンバー制度が施行されてからは、その様な情報も透明化になっていきます。もし、確認不足によりそういった適用をされているならば、さっそく今の内から正しい申告する事が望めます。

5. まとめ

いよいよマイナンバー制度の運用が間近となっています。ぜひ資産家の皆様はこの機会に制度の内容をご理解いただき、それに向けた準備を進めて頂くと共に、安全かつ有益な運用をして頂ければと思います。